

『保証マンスリー』は、東京信用保証協会がお届けする保証情報誌です

# 保証マンスリー

10 2020  
VOL.41  
No.10

October

## ▶ 今月のお知らせ

条件変更時に使用する  
証書の改正について  
経営者保証を不要とする保証の  
取扱いについてのご質問

## ▶ 事業実績

### ▶ インフォメーション

新型コロナウイルス感染症に対応する  
保証制度一覧



# 条件変更時に使用する 証書の改正について



保証期間の延長、返済方法の変更によって期間(最終期日)の延長等を伴う条件変更においては、変更保証書とともに当協会所定の証書を同封し、被保証人等関係人からの差入れをお願いしております。このたび、同証書について、令和2年10月1日付変更保証書発行分より書式を改正することになりました。

今回の改正にあわせて、**変更保証書の「変更後の表示」中に締結に用いる書式を明示いたしますので、手続きの際にご確認ください。**なお、同証書はこれまで同様、原則として変更保証書に同封して送付いたしますが、当協会の約定金融機関専用ページにも書式を掲示しています。

## 1 変更保証書上の表示

- 手形貸付個別保証、手形割引保証、電子記録債権割引個別保証、当座貸越根保証、貸付根保証又は手形・電子記録債権割引根保証で、終期(期日)を延長する1回目の条件変更の場合

変更保証書

保証人: 株式会社 山本製作所

保証番号: 10020707

保証書番号: 100481831

保証期間: 令和2年9月1日

保証金額: 1,500,000円

保証利率: 1.00%

保証手数料: 4,200円

保証料: 1,000円

保証料繰上: 4,200円

東京信用保証協会

123456789	001
条件変更決定日 令和2年9月1日	制度 全国小口
現在貸付残高 1,500,000円	保証割合 負担金 100% 無
変更実行金額 1,500,000円	変更保証金額 変更実行金額に保証割合を乗じた金

変更後の表示

最終期限を令和2年12月30日に延長して所定の契約証書により契約を締結すること。  
変更実行金額 1,500,000円  
返済方法 満期一括

なお、所定の契約証書には「債務承認弁済契約証書」を使用すること。  
※上記書式は「書式A(債務承認弁済契約証書)」として協会HPに掲示しています。

利息(みなし利息を含む)は利息制限法に定める法定上限額の1/2の金額の範囲内とすること  
以下 余白

- 証書貸付個別保証で終期(期日)を延長する条件変更の場合又は証書貸付個別保証以外の保証で終期(期日)を延長する2回目以降の条件変更の場合

変更保証書

保証人: 株式会社 山本製作所

保証番号: 10020707

保証書番号: 100481831

保証期間: 令和2年9月1日

保証金額: 3,423,000円

保証利率: 1.00%

保証手数料: 8,100円

保証料: 8,100円

保証料繰上: 8,100円

東京信用保証協会

令和2年9月1日	区(墨田)
現在貸付残高 3,423,000円	保証割合 負担金 100% 有
変更実行金額 3,423,000円	変更保証金額 変更実行金額に保証割合を乗じた金

変更後の表示

最終期限を令和6年7月5日に延長して所定の契約証書により契約を締結すること。  
変更実行金額 3,423,000円  
返済方法 元金均等  
令和3年3月5日から 令和6年6月5日まで 1か月毎 83,000円  
令和6年7月5日 103,000円  
約定日 5日

なお、所定の契約証書には「弁済方法等変更契約証書」を使用すること。  
※上記書式は「書式B(弁済方法等変更契約証書)」として協会HPに掲示しています。

利息(みなし利息を含む)は利息制限法に定める法定上限額の1/2の金額の範囲内とすること  
以下 余白



## 2 書式名以外の変更点

- ・2種類の「債務承認並びに弁済契約証書」を1種類に統合しました。
- ・署名捺印欄の被保証人、連帯保証人等の関係人を選択可能な表記としました。
- ・原契約に債務引受契約を追加しました。

旧書式名	新書式名
<p>① 債務承認並びに弁済契約証書 当座貸越根保証(変更1回目用)</p> <p>② 債務承認並びに弁済契約証書 手形貸付個別保証・貸付根保証・手形・電子記録債権割引根保証共用 (変更1回目用)</p>	<p>Ⓐ 債務承認弁済契約証書(下段左側) 【変更1回目用(証書貸付個別保証の変更1回目を除く。) ※右下にⒶと表示しています。</p>
<p>③ 延期証書 貸付個別保証(変更1回目以降用)、当座貸越根保証・手形貸付個別保証・貸付根保証・手形・電子記録債権割引根保証(変更2回目以降用)共用</p>	<p>Ⓑ 弁済方法等変更契約証書(下段右側) 【変更2回目以降用(証書貸付個別保証の変更1回目を含む。) ※右下にⒷと表示しています。</p>

### Ⓐ 債務承認弁済契約証書のひな形(表紙)

**債務承認弁済契約証書**  
【変更1回目用(証書貸付個別保証の変更1回目を除く。)  
年 月 日

(金融機関) 御中

住所	印
債務者	印
住所	印
債務者連帯保証人 *注2	印
住所	印
債務者連帯保証人 *注2	印
住所	印
債務者連帯保証人 *注2	印

債務者は、別に締結した 取引約定書(以下「取引約定書」という。)\*注3)及び東京信用保証協会の信用保証により、(以下「金融機関」という。)との間で締結した

- 年 月 日付当座貸越(借越)契約 (当座貸越根保証)
- 裏面目録記載の約束手形に係る手形貸付契約 (手形貸付個別保証、貸付根保証)
- 裏面目録記載の約束手形に係る手形割引契約 (手形割引個別保証、手形割引根保証)
- 裏面目録記載の電子記録債権に係る電子記録債権割引契約 (電子記録債権割引根保証、電子記録債権割引根保証)
- 年 月 日付 債務引受契約

(付随する契約及び変更契約を含む。以下「原契約」という。)\*注3)に基づき、下記「債務の表示」欄記載の債務を金融機関に負担していることを承認し、この債務を以下の各条項によって弁済します。

なお、原契約に定める、当座貸越取引(原契約1の場合)、極度貸付取引(原契約2であって貸付根保証の場合)及び極度割引取引(原契約3又は4であって、かつ、根保証の場合)は、新たに行わないこととします。

(債務の表示) 当初借入金額 金 円 (原契約1の場合は当初極度額、原契約2-3-4の場合は当初極度額又は借入・割引金額合計)  
現在元金残高 金 円 \*注4)

(弁済方法)  
第1条 債務者は、前記の債務(現在元金残高)を次のとおり弁済します。

弁済期限	年 月 日
弁済方法	次のとおりとします。ただし、以下の弁済日が休日に当たる場合は(前・翌)営業日とします。
1. 前 賦	年 月 日から 年 月 日まで 毎月 日 円宛、 期限に金 円を弁済します。 (ステップ債権等上記に当てはまらない場合は具体的な弁済方法を記入してください。)
2. 期限一括	年 月 日 期限一括弁済します。
3. 元利均等	年 月 日を第1回とし、以後 毎月 日 円に元利均等弁済します。 毎回の弁済金額 円、繰上調整は(初回・最終回)とします。
利 率	年 %
利息支払日等	毎月 日とし、 毎月 日(前・後)払います。
返済用口座	店名 科目 当座 普通 番号

(裏面に続く) 2020.10 Ⓐ

### Ⓑ 弁済方法等変更契約証書のひな形(表紙)

**弁済方法等変更契約証書**  
【変更2回目以降用(証書貸付個別保証の変更1回目を含む。)  
年 月 日

(金融機関) 御中

住所	印
債務者	印
住所	印
債務者連帯保証人 *注3	印
住所	印
債務者連帯保証人 *注3	印
住所	印
債務者連帯保証人 *注3	印

債務者は、別に締結した 取引約定書(以下「取引約定書」という。)\*注3)及び東京信用保証協会の信用保証により、(以下「金融機関」という。)との間で締結した

- 年 月 日付 契約 (証書貸付個別保証)
- 年 月 日付当座貸越(借越)契約 (当座貸越根保証)
- 裏面目録記載の約束手形に係る手形貸付契約 (手形貸付個別保証、貸付根保証)
- 裏面目録記載の約束手形に係る手形割引契約 (手形割引個別保証、手形割引根保証)
- 裏面目録記載の電子記録債権に係る電子記録債権割引契約 (電子記録債権割引根保証、電子記録債権割引根保証)
- 年 月 日付 債務引受契約

(付随する契約及び変更契約を含む。以下「原契約」という。)\*注3)に基づき、下記「債務の表示」欄記載の債務を金融機関に負担していることを承認し、この債務を以下の各条項によって弁済します。

(債務の表示) 当初借入金額 金 円 (原契約2の場合は当初極度額、原契約3-4-5の場合は当初極度額又は借入・割引金額合計)  
現在元金残高 金 円 \*注3)

(弁済方法)  
第1条 債務者は、前記の債務(現在元金残高)を次のとおり弁済します。

弁済期限	年 月 日
弁済方法	次のとおりとします。ただし、以下の弁済日が休日に当たる場合は(前・翌)営業日とします。
1. 前 賦	年 月 日から 年 月 日まで 毎月 日 円宛、 期限に金 円を弁済します。 (ステップ債権等上記に当てはまらない場合は具体的な弁済方法を記入してください。)
2. 期限一括	年 月 日 期限一括弁済します。
3. 元利均等	年 月 日を第1回とし、以後 毎月 日 円に元利均等弁済します。 毎回の弁済金額 円、繰上調整は(初回・最終回)とします。
利 率	年 %
利息支払日等	毎月 日とし、 毎月 日(前・後)払います。
返済用口座	店名 科目 当座 普通 番号

(裏面に続く) 2020.10 Ⓑ

## 3 取扱い上の注意点

- ・令和2年10月以降に被保証人等関係人から差入れを受ける場合、前述のとおり、変更保証書上の表示有無をご確認ください。表示がない場合は旧書式をご利用ください。
- ・当協会の約定金融機関専用ページからダウンロードしてご利用いただく場合、必ず両面印刷によりご利用下さい。

# 経営者保証を不要とする保証の 取扱いについてのご質問



経営者保証を不要とする保証の取扱いについて、各金融機関のご担当者様から多く頂いているご質問についてお答えします。なお、経営者保証を不要とする保証の取扱いについては、〈信用保証の手引き(令和2年度版P20～21)〉に記載しています。

## Q&A

**Q.1** 経営者保証不要の取扱いの場合は、代表者から「個人情報の取扱いに関する同意書」を徴求しなくてもよいですか？

**A.1** 「個人情報の取扱いに関する同意書」の徴求が**必要**です。連帯保証人として徴求しない代表者についても、保証依頼書、保証委託申込書等により氏名、生年月日等の個人情報を得ることになるので、「個人情報の取扱いに関する同意書」は**必要**となります。

**Q.2** (前問の続き)「個人情報の取扱いに関する同意書」への捺印は実印が必要ですか？ また、印鑑証明書の省略は可能ですか？

**A.2** 実印による捺印が**必要**です。印鑑証明書については、初回申込または代表者変更後初めての申込の場合以外は省略が可能です。

**Q.3** プロパー融資において、代表者は連帯保証人として徴求していませんが、別途、親会社を連帯保証人(法人保証)として徴求しています。この場合、「金融機関連携型」での取扱いは可能ですか？(所定の財務要件は満たしている)

**A.3** 「金融機関連携型」での取扱いが可能です。但し、保証付き融資においても親会社を連帯保証人として徴求する必要があります。

**Q.4** プロパー融資において、代表者は連帯保証人として徴求していませんが、別途、実質経営者(個人)を連帯保証人として徴求しています。この場合、「金融機関連携型」での取扱いは可能ですか？(所定の財務要件は満たしている)

**A.4** 「金融機関連携型」での取扱いは出来ません。経営者保証に関するガイドラインにおいて、「経営者」には代表者だけでなく実質経営者(個人)も含まれています。よって、今回の事例は「経営者保証不要の取扱い」には合致していません。  
なお、経営者を連帯保証人として徴求する場合において、経営者が複数人いるときは、原則として全員を連帯保証人として徴求する必要があります。

**Q.5** 東京都の感染症メニューにおいて「財務要件型」の取扱いは可能ですか？

**A.5** 東京都の制度融資においては「財務要件型」の取扱いは出来ません。取扱い可能な制度は、協会制度の「財務要件型無保証人保証」(財務無保証人)<sup>\*</sup>のみとなります。

※信用保証の手引き(令和2年度版)P64～P65の中段をご覧ください。

**Q.6** 「金融機関連携型」、「財務要件型」、「担保型」のいずれにも該当しませんが、親会社を連帯保証人(法人保証)として徴求すれば、「その他」による取扱いは可能ですか？

**A.6** 「その他」に該当するのは、個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められる場合に限ります。一例として、株式取得等により親会社からきたサラリーマン社長が新代表者に就任し、旧代表者は経営から完全に撤退した上で、親会社の保証が得られる場合などがあります。本件の取扱いの可否は、代表者を連帯保証人として徴求しない理由の妥当性や親会社の企業体力等(上場会社であり企業体力がある等)を踏まえ判断することになります。

**Q.7** 経営者保証を不要とする保証付き融資を実行しました。今後、金融機関として留意する点はありますか？

**A.7** 経営者保証を不要とする保証付き融資が完済となるまで、中小企業者から適時適切な情報等の取得に努め、原則として年1回中小企業者の事業年度ごとに決算書等財務諸表一式を当協会に提出していただきます。また、「金融機関連携型」の要件により保証付き融資を実行した後、プロパー融資について経営者保証を追加する場合、保証付き融資においても経営者保証を追加することについて当協会と協議する必要があります。

〈業務概況〉

当月中

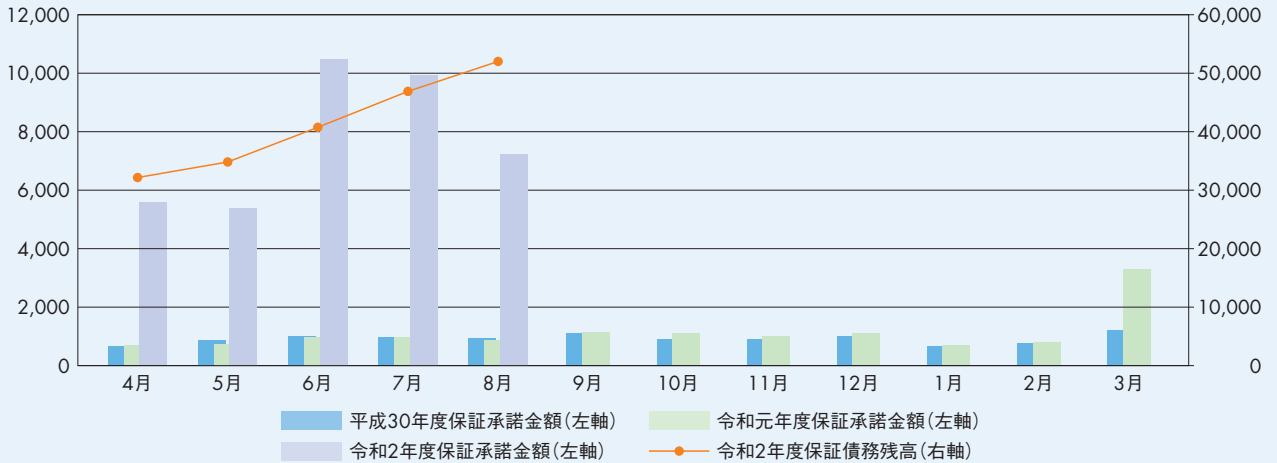
当年度累計

(金額単位:百万円)

	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	24,804	616,428	382.4	649.8	203,647	4,969,900	603.9	1,023.8
保証承諾	32,447	723,088	532.8	843.1	176,860	3,857,734	571.6	916.8
保証債務残高	410,815	5,202,852	124.8	184.3	—	—	—	—
代位弁済	267	2,761	49.2	52.2	1,718	17,635	77.1	82.9
回収	—	1,029	—	109.9	—	3,794	—	82.8

〈月別保証承諾金額・債務残高〉

(単位:億円)



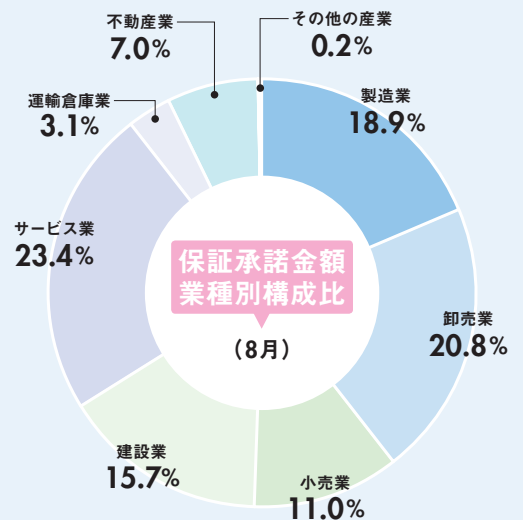
〈業種別保証承諾状況〉

(金額単位:百万円)

当月中

当年度累計

	当月中		前年同月比(%)		当年度累計		前年同期比(%)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	5,352	136,684	525.2	846.7	26,917	657,493	517.3	830.9
卸売業	5,220	150,355	500.0	794.3	29,040	808,464	557.7	874.5
小売業	4,852	79,477	509.7	833.2	33,903	569,711	699.5	1,156.4
建設業	5,187	113,670	478.1	801.0	25,452	555,780	465.7	831.9
サービス業	8,500	168,947	617.3	961.6	44,822	869,884	644.5	1,017.2
運輸倉庫業	836	22,188	601.4	929.5	4,477	106,977	603.4	961.7
不動産業	2,412	50,573	528.9	737.9	11,857	282,302	489.8	794.3
その他の産業	88	1,194	488.9	771.4	392	7,124	392.0	741.9
合計	32,447	723,088	532.8	843.1	176,860	3,857,734	571.6	916.8



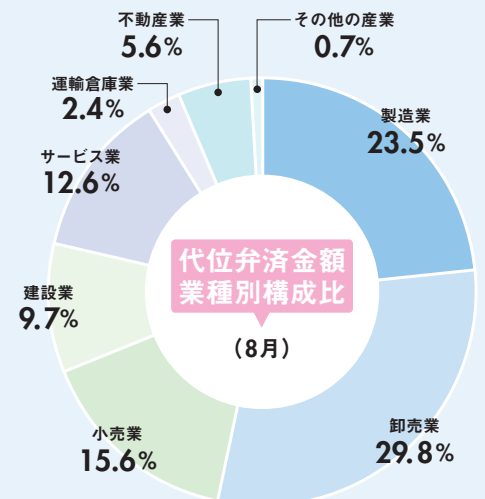
〈業種別代位弁済状況〉

(金額単位:百万円)

当月中

当年度累計

	当月中		前年同月比(%)		当年度累計		前年同期比(%)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	55	650	64.7	58.4	271	3,099	85.2	82.6
卸売業	66	823	45.8	55.1	436	5,669	72.4	80.2
小売業	51	432	52.6	48.5	384	3,571	82.6	94.3
建設業	26	267	40.6	46.5	192	1,809	75.6	79.6
サービス業	45	349	37.5	38.2	313	2,461	62.9	67.0
運輸倉庫業	7	65	63.6	76.5	26	238	96.3	135.0
不動産業	13	156	59.1	73.0	85	706	139.3	132.1
その他の産業	4	19	0.0	0.0	11	82	550.0	4,841.7
合計	267	2,761	49.2	52.2	1,718	17,635	77.1	82.9



〈金融機関業態別状況〉 【保証承諾】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
都市銀行	7,454	243,563	679.5	882.3	30,710	1,000,578	596.2	795.7
地方銀行	2,873	89,125	752.1	1,272.8	15,653	511,689	918.6	1,605.7
第二地方銀行	1,003	30,949	573.1	990.3	5,757	181,099	565.5	987.3
信用金庫	19,610	337,972	484.0	771.9	115,641	2,028,332	544.8	902.7
信用組合	1,463	20,492	395.4	510.0	8,844	129,279	511.5	724.7
その他	44	986	314.3	425.1	255	6,757	227.7	293.5
合計	32,447	723,088	532.8	843.1	176,860	3,857,734	571.6	916.8

【代位弁済】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
	68	883	40.5	43.4	465	5,936	71.6	71.5
	32	335	64.0	49.4	152	2,009	96.2	93.1
	12	184	52.2	85.5	75	1,060	86.2	106.0
	139	1,163	50.4	54.9	903	7,518	75.8	86.5
	12	148	54.5	85.7	92	773	71.9	84.3
	4	49	100.0	75.3	31	338	221.4	173.1
	267	2,761	49.2	52.2	1,718	17,635	77.1	82.9

〈地区別状況〉 【保証承諾】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
千代田区	1,865	55,810	663.7	947.4	8,337	258,129	567.1	855.4
中央区	1,876	49,897	644.7	916.7	9,199	242,161	641.5	891.0
港区	2,893	63,066	821.9	925.9	11,713	262,851	721.7	808.0
新宿区	1,860	49,145	671.5	945.5	9,271	249,847	673.8	988.8
文京区	719	17,568	659.6	1,110.7	3,872	97,100	722.4	1,115.7
台東区	1,545	37,836	549.8	1,024.1	9,035	217,764	557.4	1,090.6
墨田区	930	20,591	537.6	972.1	5,381	104,836	533.8	825.5
江東区	1,045	24,183	555.9	955.4	5,439	110,535	592.5	860.8
品川区	731	16,966	324.9	542.9	4,925	107,259	463.7	816.4
目黒区	599	11,861	507.6	893.9	3,684	74,811	602.0	1,028.3
大田区	1,071	26,899	348.9	694.3	6,195	139,220	406.0	700.5
世田谷区	1,179	21,749	435.1	656.3	8,454	145,811	634.2	875.2
渋谷区	1,667	44,924	519.3	695.9	12,090	339,613	728.8	1,053.1
中野区	474	10,846	419.5	709.9	2,754	62,688	544.3	945.8
杉並区	630	14,109	504.0	773.3	3,395	71,502	552.9	827.3
豊島区	1,280	28,977	707.2	1,191.0	5,268	122,521	561.6	1,009.4
北区	519	11,650	499.0	1,087.8	3,006	55,152	518.3	1,002.2
荒川区	375	7,652	290.7	533.2	3,084	58,754	508.1	922.6
板橋区	1,037	21,300	660.5	1,021.2	4,753	100,117	581.8	1,003.6
練馬区	978	16,918	517.5	863.5	5,162	86,991	535.5	910.9
足立区	1,185	20,934	445.5	718.2	8,451	139,485	560.0	895.2
葛飾区	756	11,910	447.3	669.1	5,256	90,607	544.1	847.7
江戸川区	1,563	27,750	502.6	746.6	8,277	137,498	554.8	854.6
市町村島嶼	5,670	110,547	492.2	809.4	29,859	582,481	517.6	953.8
合計	32,447	723,088	532.8	843.1	176,860	3,857,734	571.6	916.8

【代位弁済】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
	13	195	29.5	47.0	86	804	58.9	56.7
	16	210	39.0	53.6	110	1,453	76.4	92.4
	20	249	58.8	85.5	115	1,254	72.3	87.0
	20	216	42.6	60.3	148	1,577	91.9	102.1
	4	10	100.0	30.2	35	433	129.6	117.1
	7	188	29.2	100.1	73	865	58.9	84.2
	2	3	20.0	2.7	30	477	30.9	50.7
	11	74	78.6	80.8	75	722	89.3	92.2
	9	78	37.5	23.1	62	584	66.7	54.2
	0	0	0.0	0.0	31	260	106.9	118.1
	15	177	44.1	51.8	62	480	64.6	64.7
	10	85	142.9	113.4	54	512	77.1	56.4
	27	299	61.4	47.4	158	2,230	89.3	94.4
	2	6	16.7	3.4	29	173	72.5	37.0
	5	46	45.5	28.9	28	352	73.7	110.5
	11	141	47.8	45.6	62	816	84.9	93.1
	9	25	60.0	27.4	30	279	71.4	102.9
	8	93	400.0	246.5	45	499	150.0	321.1
	1	8	7.7	10.3	40	300	85.1	70.4
	0	0	0.0	0.0	43	351	84.3	67.9
	13	68	130.0	132.7	56	333	87.5	91.1
	3	17	27.3	30.2	40	286	74.1	82.6
	4	20	16.0	14.7	71	669	78.0	75.4
	57	552	78.1	80.6	235	1,929	81.0	86.5
	267	2,761	49.2	52.2	1,718	17,635	77.1	82.9

# 保証申込・ご相談窓口のご案内

お客様の利便性を考慮し、担当地域制をとっています。法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口へお越しください。また都外に本店または住民登録のある方は、都内営業所の所在地の窓口までお願いします。

## 八重洲支店

担当地域：  
千代田区・中央区・港区・島しょ  
〒104-8470  
中央区八重洲2-6-17  
東京信用保証協会  
本店2階  
TEL 03 (3272) 3151  
FAX 03 (3272) 3155

## 新宿支店

担当地域：  
新宿区・中野区・杉並区  
〒160-0023  
新宿区西新宿6-3-1  
新宿アイランド・ウィング  
ビル3階  
TEL 03 (3344) 2251  
FAX 03 (3344) 2390

## 上野支店

担当地域：  
台東区・文京区・北区  
〒111-0041  
台東区元浅草2-6-7  
マタイビル5階  
TEL 03 (3847) 3171  
FAX 03 (3847) 3191

## 池袋支店

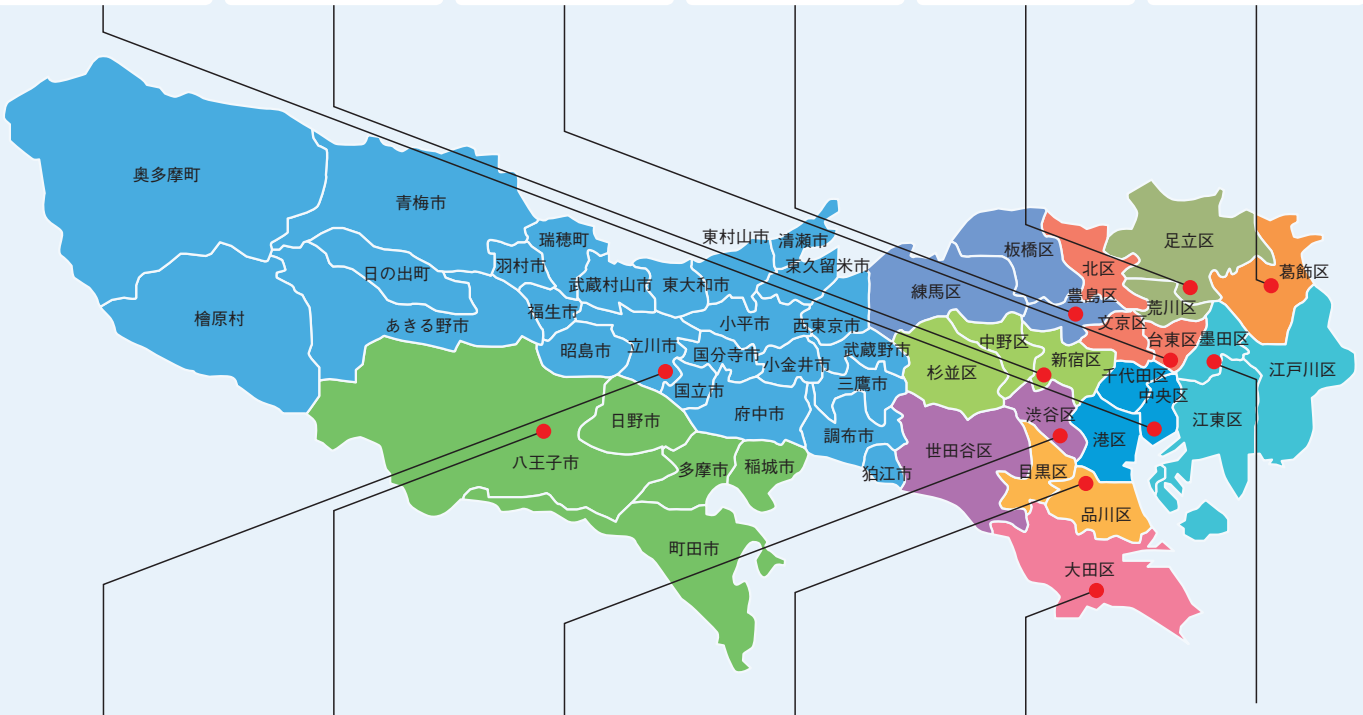
担当地域：  
豊島区・板橋区・練馬区  
〒170-0013  
豊島区東池袋1-24-1  
ニッセイ池袋ビル8階  
TEL 03 (3987) 5445  
FAX 03 (3987) 7523

## 千住支店

担当地域：  
足立区・荒川区  
〒120-0036  
足立区千住仲町40-10  
住友生命北千住ビル2階  
TEL 03 (3888) 7231  
FAX 03 (3888) 7293

## 葛飾支店

担当地域：  
葛飾区  
〒125-0062  
葛飾区青戸7-2-5  
東京都城東地域  
中小企業振興センター3階  
TEL 03 (5680) 0801  
FAX 03 (5680) 0807



## 立川支店

担当地域：  
八王子支店担当地域  
以外の多摩地区  
〒190-0012  
立川市曙町2-37-7  
コアシティ立川ビル5階  
TEL 042 (525) 6621  
FAX 042 (525) 8712

## 八王子支店

担当地域：  
八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市  
〒192-0046  
八王子市明神町3-20-6  
八王子ファーストスクエア  
ビル3階  
TEL 042 (646) 2511  
FAX 042 (646) 1970

## 渋谷支店

担当地域：  
渋谷区・世田谷区  
〒150-0002  
渋谷区渋谷3-28-13  
渋谷新南口ビル5階  
TEL 03 (5468) 0135  
FAX 03 (5468) 1037

## 五反田支店

担当地域：  
品川区・目黒区  
〒141-0022  
品川区東五反田2-10-2  
東五反田スクエアビル4階  
TEL 03 (5447) 8250  
FAX 03 (3443) 1130

## 大田支店

担当地域：  
大田区  
〒144-0035  
大田区南蒲田1-20-20  
東京都城南地域  
中小企業振興センター3階  
TEL 03 (5710) 3610  
FAX 03 (5710) 3091

## 錦糸町支店

担当地域：  
墨田区・江東区・江戸川区  
〒130-0013  
墨田区錦糸1-2-1  
アルカセントラルビル4階  
TEL 03 (5608) 2011  
FAX 03 (5608) 2320

※お電話の際はおかけ間違いのないようご注意ください。

### 事業承継について

・事業承継について相談したい  
事業承継サポートデスク  
TEL 03 (3272) 3004

### 海外展開について

・海外展開について相談したい  
海外展開サポートデスク  
TEL 03 (3272) 3009

### 社債保証について

・特定社債保証制度の申込手続  
について知りたい  
経営支援課 (本店3階)  
TEL 03 (3272) 3084

### 信用保証料について

・信用保証料の計算方法、送金  
手続、返戻等について知りたい  
経理課 (本店7階)  
TEL 03 (3272) 3003

### 条件変更手続について

期間延長・返済方法の変更  
(他の条件変更や事故報告を伴うものを除く)

### 創業保証の申込・ご相談

・創業に関する保証申込や相談  
をしたい

#### 各支店保証課

創業支援の窓口として各支店内  
に「創業アシストプラザ」を設置  
しています。

### 貸付実行・償還・完済報告について

・貸付実行・報告手続について  
知りたい  
・償還・完済報告について知  
りたい

信用保険課 (本店5階)  
TEL 03 (3272) 2274

### 延滞、その他事故が発生したとき

・事故報告の手続について知  
りたい

管理統括課 (本店4階)  
TEL 03 (3272) 2259

### 代位弁済について

・債権保全に関することなど、  
事前協議をしたい  
・代位弁済請求の手続について  
知りたい  
・債権書類の引渡し等について  
知りたい

代位弁済課 (本店4階)  
TEL 03 (3272) 2272

#### 各支店保証課等

※名称・住所変更など各種報告についてもこちらへお願い  
します。

連帯保証人の追加・解除、保証条件担保の変更など  
上記以外の条件変更

管理統括課 (本店4階)  
TEL 03 (3272) 2259

東京信用保証協会

検索

<https://www.cgc-tokyo.or.jp/>



# 新型コロナウイルス感染症に対応する保証制度一覧



	(I) 都制度「感染症全国」	(II) 都制度「感染症対応」	(III) 都制度「感染症借換」	(IV) 都制度「危機対応」								
対象となる方	・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証 上記3ついずれかの区市町村の認定を受けた方	「感染症対応」は以下の①、「感染症借換」は以下の①②を満たす方 ①新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、かつ「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和元年12月以前の直近同期と比較して5%以上減少している。 ②保証付融資の利用があり、事業計画を策定し、経営改善等に取り組んでいる。 *セーフティネット保証を利用する場合は認定書が必要です。	危機関連保証に関する区市町村の認定を受けた方 ※2									
融資限度額 ※1	4,000万円	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	2億8,000万円 (組合4億8,000万円) ただし既往残+諸費用の範囲内	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)								
融資期間	運転・設備10年 (据置期間5年以内)	運転10年(据置期間5年以内) 設備15年(据置期間5年以内)	運転10年 (据置期間5年以内)	運転・設備10年 (据置期間2年以内)								
融資金利	【固定】 責任共有 共有対象外	【固定】 責任共有 共有対象外	【固定】 責任共有 共有対象外	【固定】 共有対象外								
	4制度(感染症全国、感染症対応、感染症借換、危機対応)合計で融資金利1億円まで原則として3年間実質無利子 *利子補給を受ける場合は、実行後3年間の金利については固定金利1.7%(うち、利子補給1.7%)											
	~3年	1.7%	1.7%	~3年	1.7%	1.5%	~3年	1.7%	1.5%	~3年	—	1.5%
	~5年	1.8%以内	1.6%以内	~5年	1.8%以内	1.6%以内	~5年	1.8%以内	1.6%以内	~5年	—	1.6%以内
	~7年	2.0%以内	1.8%以内	~7年	2.0%以内	1.8%以内	~7年	2.0%以内	1.8%以内	~7年	—	1.8%以内
~10年	2.2%以内	2.0%以内	~10年	2.2%以内	2.0%以内	~10年	2.2%以内	2.0%以内	~10年	—	2.0%以内	
10年超		2.4%以内	2.2%以内									
保証料補助	原則として全額補助	全額補助	全額補助	全額補助								
借換の対象	原則として協会保証付き融資全て	都・区市町村制度又は令和2年1月以降保証の「環境変化」	原則として協会保証付き融資全て	都・区市町村制度								
保険限度	ただし、利子補給有の4制度(感染症全国、感染症対応、感染症借換、危機対応)を、利子補給有の同4制度で借り換えることは不可。例外は※3参照。 セーフティネット保証および危機関連保証は各々一般保証と別枠で、2億8,000万円(組合4億8,000万円)の利用可。ただし、各々感染症全国、危機関連保証、災害関係保証(東日本大震災に係るものに限る。)、東日本大震災復興緊急保証及びセーフティネット保証と合算して、5億6,000万円(組合9億6,000万円)の範囲内。											
一般保証	×	○	○	×								
セーフティネット保証	○	○	○	×								
危機関連保証	○	×	×	○								
必要書類	・認定書(4号・5号・危機関連) ・金融機関チェックシート ・情報提供等に関する同意書(様式44)	・該当届(様式42) ※4 ・セーフティネット保証利用の場合は、認定書(4号・5号)	・該当届(様式42) ※4 ・事業計画書(様式43) ・セーフティネット保証利用の場合は、認定書(4号・5号)	・認定書(危機関連) ・情報提供等に関する同意書(様式44)								

令和2年9月30日現在

※1 融資限度額には、「感染症全国」の残高を含みます。

※2 東京都制度「危機対応」のほか、全国制度「危機関連」もご利用いただけます。

※3 「感染症全国」において、次の①又は②を満たす場合は借換が可能です。

①セーフティネット保証5号を付して実行した「感染症全国」を、セーフティネット保証4号又は危機関連保証を付した「感染症全国」で借り換える場合。

②法人代表者の連帯保証が付されている4制度を、経営者保証免除対応を適用した「感染症全国」で借り換える場合。

※4 4号、5号認定書に補記する形式で該当届(様式42)を代用している場合には「情報提供等に関する同意書(様式44)」が必要となります。

## 金融機関の皆さまの声をお寄せください

当協会は昭和55年より金融機関と保証協会をつなぐ情報誌として「保証マンスリー」を発行しています。

本誌に関する金融機関の皆さまからのご意見・ご要望などを承っております。

お気軽に企画部広報課(03-3272-3089)までお寄せください。